

- ◇ 評価結果の通知 : 2022年6月28日(火) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	アフリカ地域／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。また、本調査を受注した法人及び個人(補強所属元企業含む)は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種 : 黄熱、COVID-19 (ワクチン接種証明書)

6. 業務の背景

【ナイジェリア】

ナイジェリア連邦共和国(以下「ナイジェリア」)においてコメの品質管理向上と生産増大は喫緊の課題である。JICAでは2011年から5年間、連邦農村開発省と連携して「コメ収穫後処理技術・マーケティング能力強化プロジェクト」を実施、シンプルかつ安価な改良パーボイル技術を開発し、プロジェクト終了後33州に普及をすることで国産米の品質向上に寄与してきた。連邦農業農村開発省はコメの生産増量増大のため「アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)」に参加し、2010年に策定した国家稲作振興戦略(NRDS)及び関連政策のもと、2018年までコメの自給達成を目指し一定の成果を上げたが、人口増加に伴いコ

メの需要が拡大し生産が追い付いておらず、いまだ多くを輸入に頼っている。

ナイジェリア政府は、2019年からCARDⅡに参加、NRDSⅡを策定し、高品質種子開発、品質管理向上、機械化による農作業の効率化を行うことで更なるコメの生産拡大を目指しているものの、良質の種子や灌漑施設の不足などがコメ増産のための阻害要因となっており、種子の品質が改善することにより、コメ生産拡大と品質向上が高く期待されている。

上記課題に対応するため、連邦農業農村開発省傘下の国立穀物研究所（NCRI）及び国立農業種子協議会（NASC）の能力強化を図ることで、育種家種子と原原種種子の生産量と品質の向上を通じて、ナイジェリアにおけるコメ生産拡大と品質向上を目指すことを目的に、技術協力プロジェクトが計画されている。今回実施する詳細計画策定調査は、同事業の採択を前提とするが、カウンターパートとの協議や追加情報収集を行い、実施体制、成果と活動等プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに係る合意文書の締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

【ガーナ】

ガーナ共和国（以下「ガーナ」）の農業セクターにおいて、コメはメイズに次ぐ主要作物（主食）であり、国内の米生産量は2004年～2015年の間に年間24万トンから64万トンに急増している。同時に、国内のコメ消費量は近年の人口増加、都市化、食習慣の変化により、その生産量を超えて急激に伸びており、国民1人当たりの年間消費量は2012/13年の24kgから2016/17年には35kgに達するほどで、国内生産量が消費量に追い付かない状況にある。そのため、国内消費量の53%（2017年）を輸入米に依存せざるを得ず、食糧安全保障および外貨確保の観点から、コメの自給率の向上はガーナ政府の主要課題の一つとなっている。

このためガーナ政府は、農業分野の旗艦戦略として、2017年に策定した「Planting for Food and Job(PFJ)政策」においてコメを優先的戦略作物の一つと定め、その生産性向上等に向けた取り組みを推進している。また、コメ生産量の倍増により自給達成を目指す「国家稲作開発戦略2（NRDS2: National Rice Development Strategy-2）」（2019年～2030年）も策定中である。

かかる状況の下、我が国は技術協力プロジェクト「天水稲作持続的開発プロジェクトフェーズ2（2016年-2021年）」及び「ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト(MASAPS-KIS)（2016年-2021年）」を中心にガーナにおけるコメの生産性向上に貢献してきた。

これらの我が国協力に対してのガーナ政府の評価は高く、両プロジェクトの終了後において天水、灌漑稲作技術の普及を一層推進するべく「ガーナ稲作生産

性向上プロジェクト（GRIP）」（以下、本プロジェクト）が要請された。先行の両プロジェクトでは改良稲作技術の開発・普及手法の確立に取り組んだが、本プロジェクトではその面的拡大のために効果的かつ持続的な普及体制の構築に取り組むものである。

本プロジェクトでは、食糧農業省（MOFA :Ministry of Food and Agriculture）およびガーナ灌漑開発公社（GIDA: Ghana Irrigation Development Authority）をC/P 機関とし、2022年から2027年までの協力を予定している。2022年3月からプロジェクトが開始され、5月中旬にかけて順次、長期専門家の赴任が予定されている。また、2段階計画策定方式を採用しており、協力開始後1年以内に詳細計画を策定し、2年目以降が本格活動実施フェーズとなる。

今回実施する詳細計画策定調査は、2020年11月実施の基本計画策定調査の結果、及び2022年3月から実施の詳細計画策定フェーズでの検討状況を踏まえつつ、カウンターパートとの協議や追加情報収集を行い、実施体制、成果と活動等プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに係る合意文書の更新を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

【業務に共通した視点】

いずれの業務においても、評価6項目の持続性の観点として、プロジェクト後の普及、技術の継承基盤、農家による技術実践の動機付け、農家間普及について特に留意して調査を行う。詳細は以下の通り。

- プロジェクト後の普及体制：プロジェクトで育成したマスタートレーナーや普及員という人材を、プロジェクト終了後、TOTや農家研修・モニタリングの予算が極めて限定的になる状況でどのように活用していくのか。研修・モニタリングを既存の普及のイベントにどのように組み込むのか。
- 技術の継承基盤：稲作技術の指導書を正確に理解できる人材は育成されたのか。また、どう育成するのか。

7. 業務の内容

【ナイジェリア】（詳細計画策定調査）

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6項目に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。調査項目や分析、報告書の作成にあたっては、「6. 業務の背景【業務に共通した視点】」も踏まえる。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2022年9月中旬～2022年9月下旬）
- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、ナイジェリア側関係機関（C/P機関等）に対する質問票（案）（英文）を提案する。その際、前身案件を中心とする既存情報を整理・分析し、調査項目に重複のないよう、効率的な現地調査計画を検討すること。質問票は現地調査前に発注者に提出すること。
 - ② プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）（案）、PO（Plan of Operations）（案）を検討し、その他現地協議用資料等の作成に協力する。PDM（案）検討の際は、CARDフェーズ2で採用しているRICEアプローチ¹やJICA経済開発部クラスター事業戦略「アフリカ稲作振興CARD」に貢献しているかの観点から検討すること。
 - ③ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地派遣期間（2022年10月上旬～2022年10月下旬）
- ① JICAナイジェリア事務所等との打合せに参加する。
 - ② ナイジェリア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順、評価手法について説明を行う。
 - ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容及び関連する開発計画・政策・制度の変化
 - イ) 関連各組織の更新
 - (a)所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b)人員体制
 - (c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - ウ) ナイジェリア農業・稲作分野の開発計画の進捗情報及び本プロジェクトの位置づけ
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
 - ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制）、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他の団員とともに検討する。
 - ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議

¹ https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/card_02.html

議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAナイジェリア事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2022年10月下旬～2022年11月上旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6項目の観点から、リスク管理・関係部との調整状況チェックリスト（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成およびその取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

【ガーナ】（詳細計画策定調査）

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、本プロジェクト計画フェーズの業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6項目に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。調査項目や分析、報告書の作成にあたっては、「6. 業務の背景【業務に共通した視点】」も踏まえる。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2022年11月上旬～2022年11月中旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、ガーナ側関係機関（C/P機関等）に対する質問票（案）（英文）を提案する。その際、実施中の本プロジェクトより提供される既存情報を整理・分析し、調査項目に重複のないよう、効率的な現地調査計画を検討すること。質問票は現地調査前に発注者に提出すること。
- ② プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）（案）、PO（Plan of Operations）（案）を検討する。また、その他現地協議用資料等の作成

に協力する。なお、本協力は第一段階目の計画フェーズ開始前にPDM、POを作成し、ガーナ側と合意している。このため、PDMおよびPOを検討する際は、この計画フェーズのものをベースに見直し案を検討すること。

③ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2022年11月下旬～2022年12月中旬)

- ① JICAガーナ事務所等との打合せに参加する。
- ② ガーナ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順、評価手法について説明を行う。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容及び関連する開発計画・政策・制度の変化
 - イ) 関連各組織の更新
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - ウ) ガーナ農業・稲作分野の開発計画の進捗情報及び本プロジェクトの位置づけ
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関(FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等)の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施改訂案(プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録(R/D: Record of Discussions)をプロジェクト専門家及び他の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、改訂版R/D(案)(英文)及び協議議事録(M/M: Minutes of Meetings)(案)(英文)の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対する改訂版R/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAガーナ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2022年12月中旬～2022年12月下旬)

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6項目の観点から、リスク管理・関

係部との調整状況チェックリスト（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

- ③ 評価6項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の更新およびその取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

【PDM 比較分析】

- (1) 調査準備期間（2022年9月上旬～2022年9月中旬）

調査に先立ち、ナイジェリア（新規）、ガーナ（見直し案）2案件のPDM比較分析の素案を作成し、内容についてJICA経済開発部と協議を行う。
- (2) 全体取り纏め期間（2022年12月下旬～2023年1月上旬）

修正もしくは作成した各案件のPDMについて、以下の点について分析を行い、JICA他案件のPDMも参考にしつつ生産量増などの目標達成に向けたPDMの構成の違いを把握し有効なアプローチを提案する。

 - ・RICEアプローチおよびJICA経済開発部クラスター事業戦略「アフリカ稲作振興CARD」に貢献しているか。
 - ・「6. 業務の背景【業務に共通した視点】」の観点でどのような工夫がなされているか。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務完了報告書（各案件のPDM比較分析結果を含む）

2023年1月18日までに、2案件について記載したものを提出。
次の各案件にかかる報告書等①～③については電子データで提出すること。

【ナイジェリア】（11月上旬までに下記①～③を提出）

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）
- ② 事業事前評価表（案）（和文）
- ③ 面談議事録

【ガーナ】（12月下旬までに下記①～③を提出）

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）

- ② 事業事前評価表（案）（和文）
- ③ 面談議事録

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、以下を標準とします。
 - ・ナイジェリア：日本⇒ドバイ/パリ/アディスアベバ⇒アブジャ
 - ・ガーナ：日本⇒ドバイ/アディスアベバ⇒アクラ
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。
- (3) 業務に含まれる各案件の扱い
本件は複数案件の単独業務を一括で公示するものですが、報酬上は別案件として扱います。
- (4) 報酬単価（月額上限額）の取扱い
本案件は複数国における複数案件の単独業務を一括で公示するため、法人コンサルタントの場合の報酬単価（月額上限額）は「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「別添資料 2 報酬単価表」の「業務人月≦2.0」の単価を用いて積算下さい。
個人コンサルタントの場合は、変更ありません。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間はそれぞれの案件について以下を予定しています。
 - ナイジェリア：2022 年 10 月 3 日～2022 年 10 月 23 日（21 日間）
 - ガーナ：2022 年 11 月 21 日～2022 年 12 月 11 日（21 日間）

日程については変更の可能性があります。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1~2 週間程度先行しての現地調査開始を予定しています。

入国時の隔離がある場合、隔離期間中の数日間は遠隔で業務を実施予定です。（現地の状況・規制に合わせて変更となる可能性があります。）

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、2 案件共に以下を予定しています。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA 事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) ナイジェリア安全対策事項 (武装警官や防弾車の手配)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム (edga2@jica.go.jp) にて配付します。なお、これらデータはプロポーザル作成の参考資料としてのみ使用し、他の用途には使用せず、使用後は各社で廃棄することとします。

【ナイジェリア】

- ・次期技術協力プロジェクト要請書
- ・「コメ収穫後処理技術・マーケティング能力強化プロジェクト」中間レビュー調査報告書

【ガーナ】

- ・「ポン灌漑地区における小規模農家市場志向型農業支援・民間セクター連携強化プロジェクト (MASAPS-KIS)」終了時調査報告書
- ・「天水稲作持続的開発プロジェクト フェーズ 2」終了時調査報告書

- ・ 基本計画策定調査結果
 - ・ PDM（基本計画策定調査時作成版）
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
- 【ナイジェリア】
- ・ ナイジェリア国 コメ収穫後処理技術・マーケティング能力強化プロジェクト中間レビュー調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000017285> (2014)
- 【ガーナ】
- ・ ガーナ国 天水稲作持続的開発プロジェクト フェーズ2 業務完了報告書
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000045232> (2021)
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
- イ) 提供依頼メール
- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」
- (3) その他
- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制と

し、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上